

労働環境改善スケジュール

分野	括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定	3月		4月				5月			6月	7月	備考	
				22	29	5	12	19	26	3	10	17	下	上		中
労働環境改善	防護装備	1 防護装備の適正化検討	(実績) ・管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※ ・管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化運用開始(2016年3月8日)	検討・設計	管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討											
			(予定) ・管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※(運用範囲の拡大等) ※管理対象区域を3つのゾーンに区分し、休憩所や装備交換所で、各区分に応じた防護装備を着用することで、作業時の負荷軽減による作業性の向上を図る。	現場作業	管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化											
	2 重傷災害撲滅、全災害発生状況の把握	(実績) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等) ・熱中症予防対策の実施(4~10月)	現場作業	情報共有、安全施策の検討・評価 ▼2019年度災害発生状況、2020年度安全活動計画(4/30公表)												
		(予定) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等) ・熱中症予防対策の実施(4~10月) ・2019年度災害発生状況、2020年度安全活動計画(4/30公表)	現場作業	熱中症予防対策の実施(4~10月)												
	3 長期健康管理の実施	(実績) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き	現場作業	健康相談受付												
		(予定) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き	現場作業	【検査受診期間】検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用精算手続き												
4 継続的な医療職の確保と患者搬送の迅速化	(実績) ・1F救急医療室の2020年6月までの医師確保完了(固定医師1名+0-7ヶ月支援医師)	検討・設計	1F救急医療室の7~9月の勤務医師調整													
	(予定) ・1F救急医療室の7~9月の勤務医師調整	現場作業	1F救急医療室6月までの医師確保完了													
5 作業員の確保状況と地元雇用率の実態把握	(実績) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計	検討・設計	▼作業員の確保状況調査依頼				作業員の確保状況集約▼				▽作業員の確保状況調査依頼			作業員の確保状況集約▽		
	(予定) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計	現場作業	作業員の確保状況(3月実績/5月予定)と地元雇用率(3月実績)についての調査・集計				作業員の確保状況(4月実績/6月予定)と地元雇用率(4月実績)についての調査・集計				作業員の確保状況(5月実績/7月予定)と地元雇用率(5月実績)についての調査・集計					
6 労働環境・就労実態に関する企業との取り組み	(実績) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応	検討・設計	労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握、解決策の検討・実施・結果のフィードバック													
	(予定) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応	現場作業														

分野名	括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定							3月		4月				5月			6月	7月	備考
			22	29	5	12	19	26	3	10	17	下	上	中	下	前	後				
労働環境改善			<p> ■ R zone [アノロックエリア] ※1 ■ Y zone [カバーオールエリア] ※2 ■ G zone [一般服エリア] ※3 </p> <p>● 連続ガスモニタ</p> <p> ※1 1～3号機原子炉建屋内、及び1～4号機タービン建屋並びに周辺建屋のうち滞留水を保有するエリア ※2 黄色点線のY zoneは、濃縮塩水等を取り扱う作業など汚染を伴う作業を対象とし、パトロールや作業計画時の現場調査などは、G zoneの装備とする。 なお、上記以外においてもG zone内で高濃度粉じん作業（建屋解体等）や濃縮塩水等のタンク移送ラインに関わる作業等を行う場合は、Y zoneを一時的に設定する。 ※3 図中のG zoneの他、共用プール建屋の一部エリアも対象とする。 </p> <p style="text-align: right;">提供：日本スペースイメージング, ©DigitalGlobe</p>																		
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 管理対象区域の運用区分 レイアウト </div>																		

2019年度の災害発生状況と 2020年度の安全活動計画について

2020年4月30日

東京電力ホールディングス株式会社

TEPCO

1. 2019年度の安全活動の主な取り組み

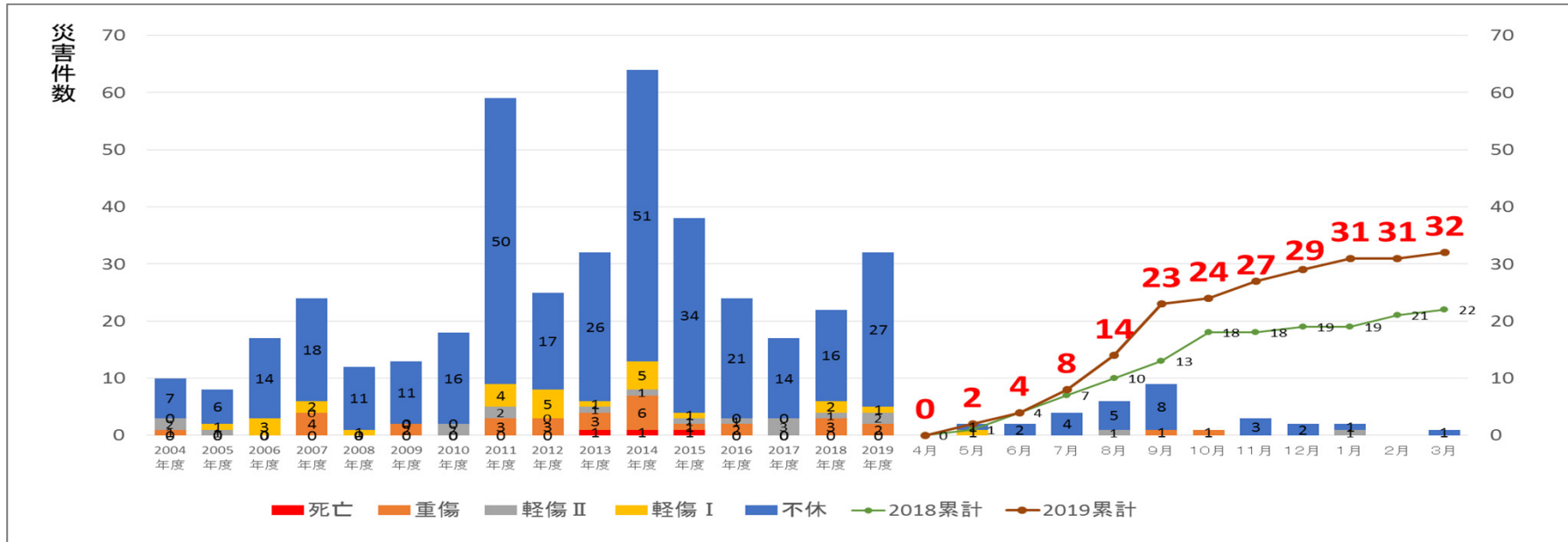
■ 安全活動は、改善を加えながらアクションプランを展開したが、災害が増加傾向であることから、更なる改善を図る必要がある

分類	アクションプラン		取り組みの状況
意識	安全意識の向上・共有	①災害撲滅キャンペーンの実施 ・社員と協力企業参加での危険箇所の排除活動 ・危険箇所の「排除」および「表示」を実施 ②安全標語の応募、安全カレンダーの掲示と安全イベントの全員参加による安全意識の向上 ③社員の安全意識向上 ・安全考動センター研修による危険感度向上 ・災害事例によるケーススタディ	①夏期は「転倒・つまづき」「はさまれ・巻き込まれ」、冬期は「転倒・つまづき」「墜落・転落」として、危険箇所の排除ポイントを変えて実施（夏季：900件、冬季：866件） ②社員および協力企業との全員参加型の安全活動により、当所独自の安全文化の醸成活動を実施（安全カレンダー配信、安全標語応募・配信：毎月、安全総決起集会等） ③社員の安全意識活動を向上させるため、安全考動センター施設での危険体感研修、災害事例によるケーススタディ（4回/1年）を実施
スキルアップ	社員のスキルアップ	①安全に関する説明会、勉強会の開催 ②職長等教育の推進	①安全ルールや熱中症防止の教育を実施 ②職長教育（新規・更新）を実施
管理	危険箇所の撲滅・5S	①安全パトロールの実施 ・安推協/協力企業と幹部の合同/エリアキーパー ②作業前安全確認の強化	①各パトロールを通じ、危険箇所の是正を推進（659件の指摘に対し、501件（76%）の是正実施） ②協力企業と社員（工事監理員）間で作業前の安全ホールドポイントを定め、立会もしくは記録確認を実施
	力量管理	①安全行動観察	①特別管理職による現場作業等の行動観察を実施（4回/月・人）
	コミュニケーション活動	①協力企業（元請、1次企業等）の安全診断 ②安全会議	①協力企業1社に対し、安全診断を実施し、良好事例の水平展開、指摘事項の改善を推進 ②当社と協力企業の合同会議を開催し、安全に関する課題、テーマを定めて議論を展開し、今後の取組みを決定（5月、7月、9月、11月、12月）
	熱中症予防活動	①熱中症予防対策の実施（4月～10月）	①熱中症予防ルールに基づき熱中症予防を図った（10月は過去3年連続で熱中症が発症。今年度は対策を強化し0件）
共通	安全全般	①交通安全（構内・構外）・事務所内災害防止の徹底	構内・構外ともに治療行為（ケガ）に及んだ交通災害0件であった（治療行為には及ばなかった人と車両の接触等が散見された）

2. 2019年度災害発生状況（1 / 7） 全災害（熱中症・不休含む）

2

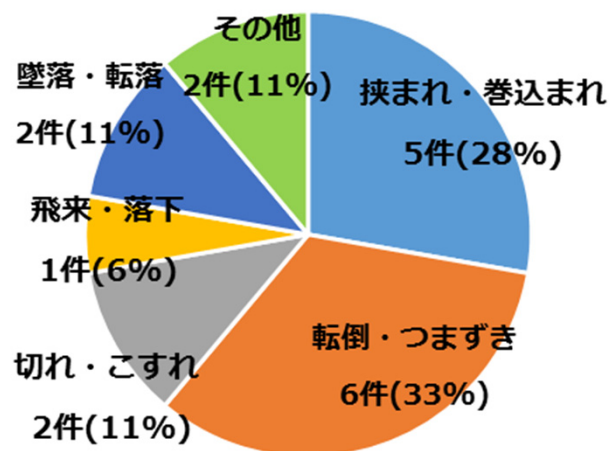
災害発生状況全災害（熱中症・不休含む）



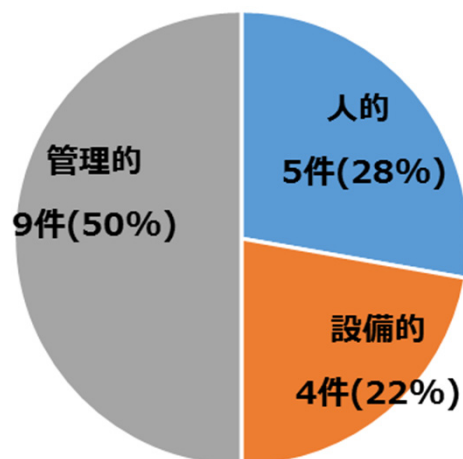
- ・ 2018年度と比較して、**災害人数は45.4%増（22人⇒32人）**。
- ・ **休業災害以上の度数率は、「0.55（前年0.43）」**であり、全国の2018年総合工事業の度数率（出典：厚生労働省「平成30年労働災害動向調査」**「1.09（前年0.81）」**より**低い**状況。（度数率：100万延実労働時間当たりの労働災害による死傷者数）
- ・ 2019年度の災害人数は、前年と同様な猛暑となり**熱中症の発症が2018年度より6人増（8人⇒14人）**、その他の災害も**4人増（14人⇒18人 内、社員災害4人）**となった。
- ・ 災害人数が増加したこと、**重傷（休業日数14日以上）災害が2件発生したこと**等の課題を分析し、災害発生抑止に向けた取り組みの見直し・工夫が必要。

(3) 熱中症を除く災害

a. 災害種類別発生状況



b. 3原因別発生状況



【特徴】

- ・「転倒・つまずき 6件」「挟まれ・巻込まれ 5件」が計11件(61%)を占めている
- ・休業災害は、「墜落・転落 2件」「転倒・つまずき2件」「挟まれ・巻込まれ 1件」の計5件発生している
- ・管理的要因による災害が計9件全体の5割を占めている。

作業手順への落とし込みの不足や、事前検討不足、またKY※でリスク抽出が出来ていたにもかかわらず対策が明確でなかったことにより発生したもの

KYに関する内容

※KYとは「危険予知」のことをいう。

【主な災害事例】

<シールド収納倉庫内機械修理工事で鋼材と足場パイプの間に左手親指を挟み負傷>

- ・KYで危険抽出が出来ていたが、具体的な対策が立てられていなかった

<トラック荷下ろしの際左手小指を支柱と荷台間に挟み負傷>

- ・トレーラ荷台のあたり支柱の引き抜き方法を作業手順書に記載していなかった

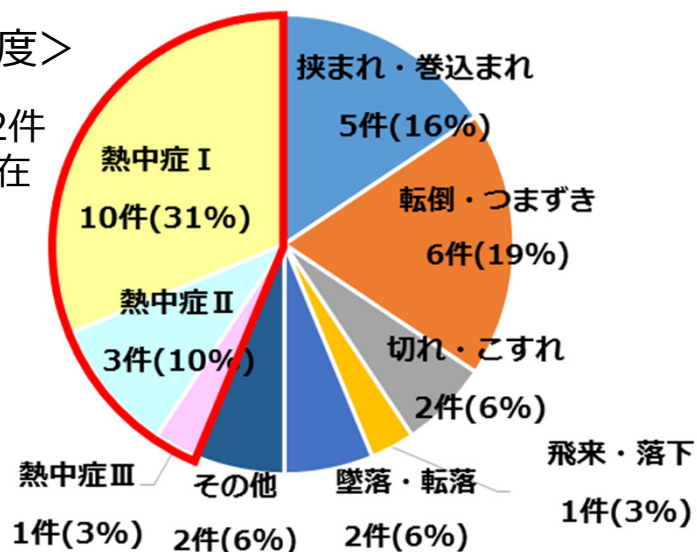
<側溝据付作業で切断片から突き出た鉄筋に左手が接触負傷>

- ・KY活動で切断作業におけるリスク抽出がされていなかった

（2）災害種類別発生状況

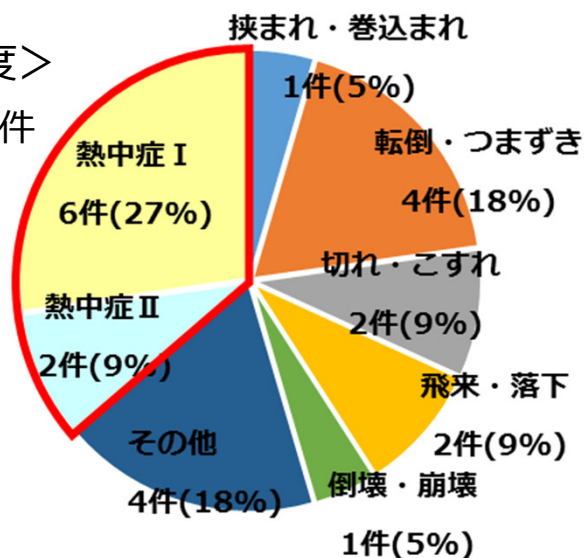
<2019年度>

全件数：32件
3月31日現在



<2018年度>

全件数：22件

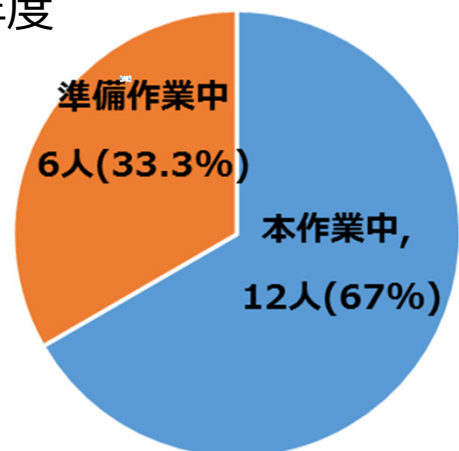


【特徴】

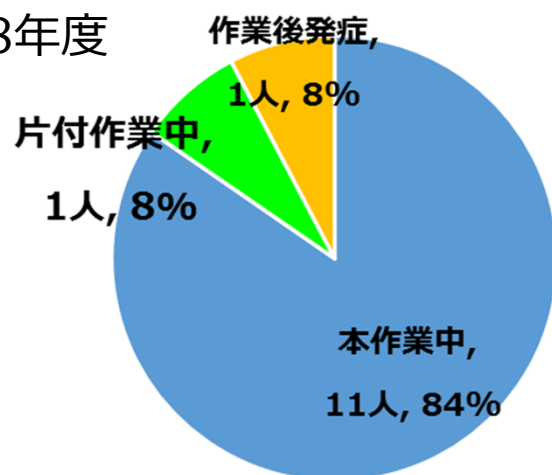
- 全災害のうち「熱中症」が高い割合を占めている
 - 2019年度 14件（44%）
 - 2018年度 8件（36%）
- ①「挟まれ・巻込まれ」②「転倒・つまずき」が増加している
 - ①2018年度 1件⇒2019年度 5件
 - ②2018年度 4件⇒2019年度 6件
- 2018年度発生していない「墜落・転落」が2019年度は2件発生している
- 休業災害は、5件発生しており「墜落・転落」「転倒・つまずき」で各2人「挟まれ・巻込まれ」で1人（計5人）の休業災害が発生、うち2人が重傷となった

c. 2018年度、2019年度 作業項目別発生状況の比較

2019年度



2018年度



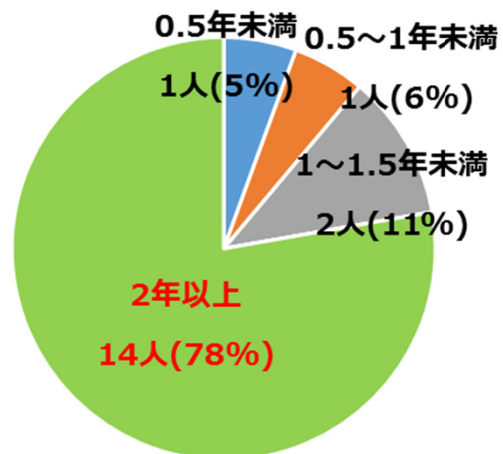
<「作業後発症」、1人、8%の内容>
・作業後医療機関で脱水症と診断されたもの
(熱中症とは別に管理)

【特徴】

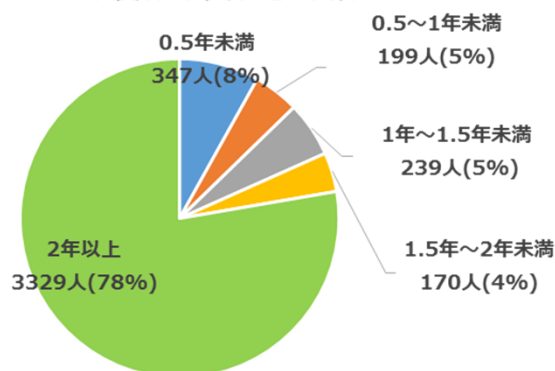
- ・2015年度以降KY時、準備・片付作業も本作業と同様に危険要因を必ず抽出する活動を実施し、年々、準備・片付け作業災害は減少してきたが、**2019年度は準備作業の災害が6人と増加**していることが課題
- ・この準備作業における災害の3原因別の発生状況は以下の通り
 - <管理的要因 3人>
 - ・準備手順が手順書へ明記されていなかった
 - ・KYにおける危険箇所の抽出不足
 - <人的要因 3人>
 - ・基本ルールが守られていない
 - ・災害を起こさない過信、油断があった

d. 2018年度、2019年度 1 F 経験年数別発生状況比較

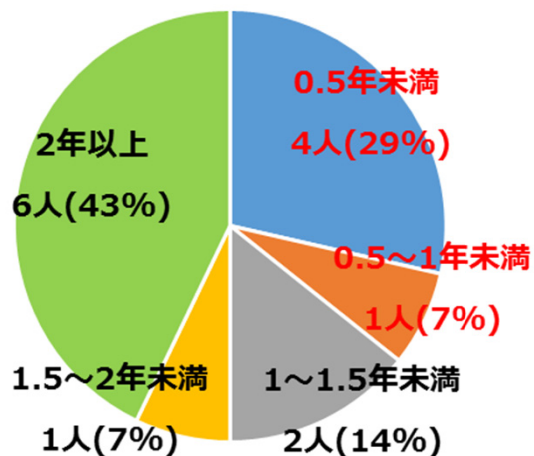
2019年度



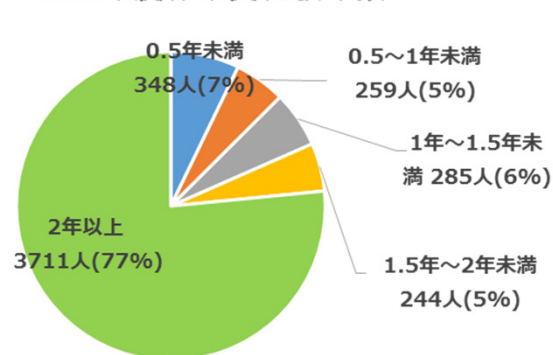
2019年度作業員経験年数



2018年度



2018年度作業員経験年数



【特徴】

- ・ 昨年多かった1 Fでの経験年数が1年未満の作業員の災害は、

2019年 2件 (11%)

2018年 5件 (36%) に

減少した

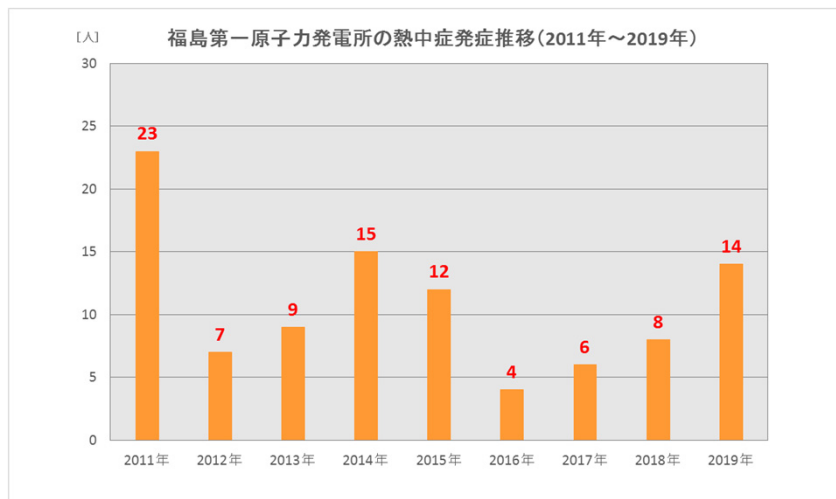
- ・ 一方で、経験年数の高いベテランの協力企業の作業員が災害を多く発生した

2年～5年未満 4人

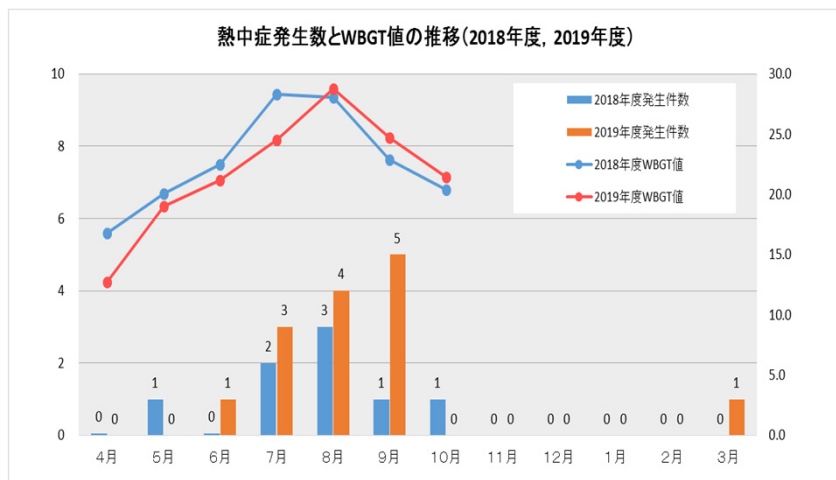
5年以上 10人

(2) 熱中症災害

a. 熱中症発症数_年度推移



b. WBGT値と月別発症状況



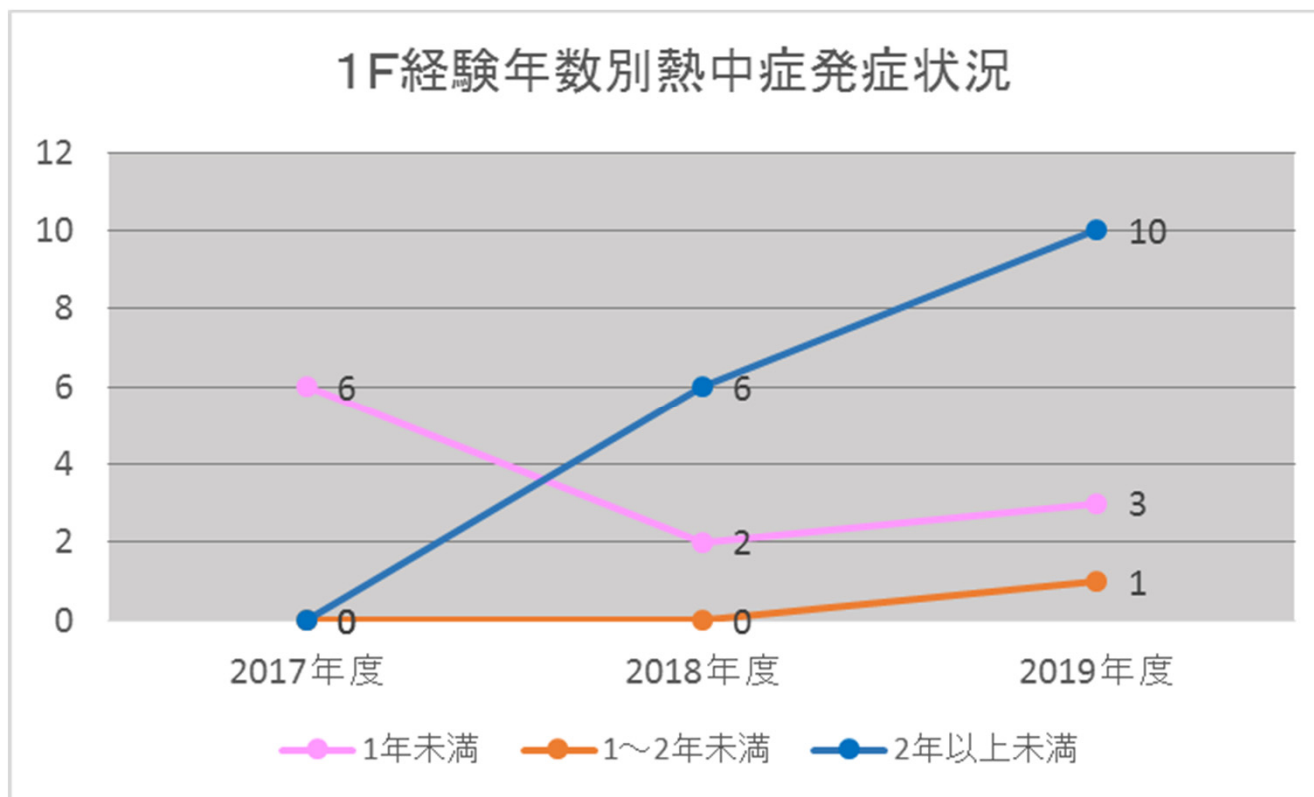
[特徴]

- 2019年度は、昨年に引き続き猛暑だったため、1 Fでは2019年度の熱中症の発症は、2018年度に比べ6人増となった(8人⇒14人)

<熱中症発症時の状況>

- 梅雨明け後の急激な気温上昇、日差しが強くなる午前の気温上昇時、前日と当日の気温差などが熱順化不足の要因となり、熱中症が発症したと考えられる。また、全面マスクを着用し、年齢40～50才代の方が、作業時間（移動時間含む）1.5時間を超えると熱中症を発症しやすい特徴がみられた

c. 熱中症発症者の1F経験別分析



【特徴】

- ・ 経験の浅い作業員（夏場を経験していない1年未満）の熱中症発症は、「夏場作業の経験の無い作業員への識別化」による予防の徹底で減少

3. 安全活動計画の2019年度の弱みと2020年度の強化

	2019年度 災害の背後要因			安全活動の強化	
	事実 (災害の起点)	背後要因	2019年安全活動 の弱み	2019年災害 を踏まえた対策 (共通)	各担当G独自、本社の 安全活動を追加
管理的 要因	①TBM-KYで危険箇所が 抽出されなかった	【社員】 ・TBM-KYをしなかった。 【協力企業】 ・KYの深掘りが足りなかった	【社員】 ・安全意識が弱い 【協力企業】 ・あらゆる工程、環境変化 等を考慮したKYができてい ない	【社員>管理強化】 ・現場出向前の一人KYをルール化 【協力企業>管理強化】 ・TBMK-Yの活性化を促進 (想像を働かせた発言、マンネリ防止 等)	【担当G>管理強化】 ・当社担当Gの社員は企業のTBM- KYに参加し発言し、活性化させる 【担当G>管理強化】 ・KY改善、業務計画反映等
	②手順書、作業予定・防 護指示書の不備	【協力企業】 ・安全対策の記載不足	【協力企業】 ・手順書の安全対策の記 載不足に気づかない 【社員/協力企業】 ・リスクアセスメント(準備、 本作業、片付け) 検討が 不足している	【協力企業>管理強化】 ・手順書の不備は、作業を中断、見 直した手順により作業を再開する 【社員/協力企業>管理強化】 ・リスクアセスメント(準備、本作業、 片付け) で深掘された安全対策を手 順書へ反映する	【労働安全・防火G>管理強化】 ・各担当工事の安全事前評価(リ スクアセスメント)を促進し、重要な 工事は、横断的なチェック、評価を行 う(継続実施) 【担当G>管理強化】 ・手順書改訂、業務計画反映等
	③協力企業の工事担当、 班長から作業員への指示 不徹底、安全教育の不足	【協力企業】 ・作業員の安全管理に関す る管理・指導をしていない	【協力企業】 ・安全教育の不足 (安全ルール遵守、危険 箇所排除、4S、災害事 例等)	【社員/協力企業>スキルアップ】 ・安全管理に関する教育を推進	【労働安全・防火G>管理強化】 ・安全部門の視点による作業の安全 管理状況をモニタリング(MO)・助 言
物的 要因	④危険箇所の除去、区画 の未実施	【協力企業】 ・危険箇所未排除での作業	【社員/協力企業】 ・現場の危険度感度をあげ る教育不足	【社員/協力企業>管理強化】 ・各種パトロールでの指摘強化 (指摘件数のノルマ設定) ・災害撲滅キャンペーンを継続実施 (2回/年間)	【労働安全・防火G>管理強化】 ・安全総点検の継続実施 (手順書の安全対策の再確認によ る危険感度向上)
	⑤安全装備の未使用、工 具の不適切使用	【協力企業】 ・ルール不遵守、安全の未 確認での作業員		【社員/協力企業>スキルアップ】 ・現場の安全を指揮する班長の安全 管理に関する力量を向上させる (班長教育の見直し) 【社員>スキルアップ】 ・危険感度向上の教育を継続実施 (災害事例ケーススタディー)	【労働安全・防火G>安全意識向上】 ・社員への安全ルール遵守活動を継 続。今後は、社員、協力企業へ安 全意識向上を図る活動を継続する。 なお、勉強会では安全活動の意 義、安衛法遵守を伝える ・毎朝の安全ルール読み合わせ
人的 要因	⑥危険感度不足、不安全 箇所の確認不足	【社員/協力企業】 ・危険箇所へ不用意な侵入 ・危険意識が欠如	【社員/協力企業】 ・現場の危険度感度をあげ る教育不足	【社員/協力企業>スキルアップ】 ・現場の安全を指揮する班長の安全 管理に関する力量を向上させる (班長教育の見直し) 【社員>スキルアップ】 ・危険感度向上の教育を継続実施 (災害事例ケーススタディー)	【労働安全・防火G>安全意識向上】 ・社員への安全ルール遵守活動を継 続。今後は、社員、協力企業へ安 全意識向上を図る活動を継続する。 なお、勉強会では安全活動の意 義、安衛法遵守を伝える ・毎朝の安全ルール読み合わせ
	⑦手順の確認不足、不遵 守	【協力企業】 ・安全確認不足、ルール不 遵守			

TBMとはTool Meeting Boxの略で、職場で行う作業の打合せのこと。「ツール・ボックス=工具箱」の近くで行われるため、このように呼ばれている

4. 2019年度安全活動の総括と2020年度安全活動の策定方針 10

2019年度 安全活動の 総括	評価	意識	社員	×	・現場出向前の 危険感度 が低かった（社員災害が4件発生）	
			協力企業	×	・元請、作業員の 安全意識の欠如 による災害があった	
			共通	○	・社員と作業員が一体となって、独自の 安全文化 （安全標語、イベント等）が定着した	
		スキルアップ	社員	×	・社員の安全管理スキルを向上させるを図ったものの 力量はまだ不十分 であった	
			協力企業	×	・ 班長教育 の「安全管理」の科目を検証したところ、力量を向上させる内容でなかった	
		管理	社員	×	・社員災害は現場出向前の KYが未実施 であった。（KYルールがなかった）	
			協力企業	×	・手順書、TBM-KY、リスクアセスメント活動において、 危険箇所の抽出不足 がある	
			共通	○	・ 安全会議 において、有効なTBM-KYを議論し、効果的なポイントを提案した	
		安全全般	交通安全	○	・交通災害、事務所災害はゼロ件であり、今後も引き続き安全活動を継続する	
		まとめ			<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の抽出不足が主要因となった災害が多く発生 ・社員、協力企業の安全意識が低い 	
課題	<p>災害が増加（22件→32件）となった要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手順書、TBM-KY、リスクアセスメント活動で危険箇所の抽出ができていない（スキル、管理の問題） ・ルール遵守、安全管理を向上させる教育が不足（社員、協力企業） <p>熱中症が増加した要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年と同様に猛暑であったため、熱中症が多く発症した。その共通要因は、40歳以上、全面マスク作業であった ・ER利用促進、労災かくし撲滅活動により、本来の熱中症発症者件数ができてきたものと思われる 					
○：安全活動が計画通りに実施できた ×：安全活動に課題があった						
2020年度 の策定方針	①元請、班長、工事監理員の安全管理強化・意識改善					
	②災害撲滅を図るため、以下の3本柱による取組みで対策を強化する					
	3 本 の 柱	意識	安全意識と危険感度の向上	～協力企業（元請、一次企業等）、社員		
		スキルアップ	安全管理のスキルアップ	～協力企業（元請、一次企業等）、社員		
管理		手順書、KY等で危険箇所の抽出強化	～協力企業（元請、一次企業等）、社員（工事監理員）			

5. 2020年度の安全活動（3本の柱）

分類	アクションプラン	取組みの内容
意識	安全意識の向上・浸透	①安全標語の応募・掲示、安全カレンダーの掲示 ②「危険箇所抽出」災害撲滅キャンペーン ～「転倒・つまずき」等 ③安全イベント（安全総決起集会など）による安全意識の向上 ④安全ルール遵守に関する勉強会開催（安全活動の意義、安衛法遵守）
スキルアップ	安全管理のスキルアップ	①社員の安全管理のスキルアップ ②協力企業（班長）安全管理のスキルアップ（班長教育カリキュラムの改善）
管理	企業の安全管理の強化・改善活動	①安全管理に関する教育（災害事例活用、良好事例紹介等）を推進 ②手順書（安全対策）の不備改善，TBM-KYの改善活動 ③安全部門、主管部による作業の安全管理をモニタリング（MO）・助言
	危険箇所の撲滅・5S	①各安全パトロールでの指摘強化（不安全箇所の排除） ～安推協／協力企業と幹部の合同／エリアキーパー ②社員の現場出向前のKY活動の促進（社員災害の撲滅） ③TBM-KYの活性化活動（社員の参加、想像を働かせた発言等） ④安全事前評価（リスクアセスメント）の横断的なチェック・評価 （他所事例災害等も自所の安全活動へ展開、必要に応じPDCAを判断）
	安全活動の実施状況の評価・コミュニケーション活動	①協力企業の安全診断（主に特別安全管理指定事業所が対象） ②安全会議による安全管理の強化検討（社員、協力企業） ③自組織点検（社内の安全管理の評価と改善要望）
	熱中症予防活動	①4月～10月熱中症予防対策の強化（詳細は次項参照）
共通	安全全般	①交通安全（構内・構外）・事務所内災害防止の徹底

赤字：重点実施項目

6. 熱中症予防対策（2020年度）

熱中症予防対策（4月～10月）

赤字:新ルール追加項目

方針	目的	対策（アクションプラン）
熱中症の意識向上（教育）	熱中症教育の実施	社員・協力企業への熱中症教育の実施 協力企業からの熱中症対策での教育内容確認
	熱中症予防対策の周知	クールベスト・保冷剤着用の呼びかけ（WBGT値25℃以上） 熱順化の対応強化（作業時間の管理等） 情報掲示板・ポスター等での呼びかけ
クールベスト・保冷剤の着用と適切な休憩	熱中症の防止と発症時	クールベスト保冷剤・冷蔵庫の配備・管理 WBGT表示器、測定器及び表示器の配置 WBGT測定器・表示器（ソーラー式）及び時計の運用 救急医療室（ER）での応急治療・緊急移送体制の確保 給水車の配備・管理
協力企業と一体となった 確実な熱中症予防	熱中症統一ルールの徹底	熱中症管理者からの日々指導（体調管理、水分・塩分摂取、保冷剤着用等）
		保冷剤着用と原則連続作業の規制 ①WBGT値25～28℃未満（警戒）：2時間以下 ②WBGT値28～31℃未満（嚴重警戒）～軽作業：2時間以下 ③WBGT値28～31℃未満（嚴重警戒）～重作業：1時間以下 ④WBGT値31℃以上（危険）原則、作業中止（主管部による許可作業を除く）
		協力企業の管理者による作業前の体調管理（体温、血圧、アルコールチェッカー実測）
		協力企業の管理者による健康診断結果、熱中症含む既往歴確認と状況に応じた配慮
		酷暑時間帯の原則作業禁止7/1～8/31（14時～17時）
		梅雨明け～9月末期間の全面マスク装着作業の管理強化（新規入所者、40歳以上、熱中症既往歴の作業員に配慮した作業計画を行い、安全管理者はその実績を確認）
		作業エリア毎のWBGT値の確認と管理
		「1Fの夏場作業（4月～10月）の経験がない作業員」の識別化、熱中症予防の徹底
		作業前のフェースtoフェースの体調管理
		天気予報の事前確認（WBGT値、温度変化）を確認し、温度変化が大きい場合は作業前に作業員へ熱中症予防をさせる
作業環境の変更に伴う 身体負担の軽減	各ゾーンに応じた身体的な負荷の少ない装備への変更推進 屋外作業時に日よけ使用の推奨	

WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）とは、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた暑さ指数のこと



安全方針

福島第一原子力発電所は、

「安全最優先」の強い意志のもと
廃炉を推進する企業が一体となって
「人身災害ゼロ」を目指します。

[2020年度の重点目標]

1. **安全管理のスキル向上**
(危険感度の向上、安全ルール熟知等)
2. **作業における危険箇所の抽出強化**
(リスクアセスメント、KY ⇒ 手順書)

2020年4月

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所長

磯貝智彦

[目標とする行動]

1. 安全管理のスキル向上

作業安全ルールの成り立ちについてきっかけとなる災害や法令から正しく理解する。ケーススタディ等による危険感度の向上や、リスクアセスメント・KYの正しい方法を理解し、安全管理に必要な力を向上させる。

2. 作業における危険箇所の抽出強化

上記で向上させた安全管理のスキルを活用し、事前のリスクアセスメントや作業前のKYで、本作業のみならず準備・片付け作業に至るまで、漏れなく危険箇所（場所，行為，手順）を抽出し、手順に落とし込むことで危険を回避する。

1. 安全活動の強化【社員／元請】

（1）TBM-KYの改善

【社員】

①社員（工事監理員）は、**現場出向前KY**（ハザードや安全装備の確認等）を確実にいき、災害撲滅を図る。

なお、各主管Gは、昨年度に発生した社員災害（4件）を振り返り、自作業の特徴を踏まえた**KYシート**を定めて運用を図る。

【業務目標：現場出向の都度実施】

②社員（上司、工事監理員）は、**協力企業のTBM-KYへスポット的に参加、発言**し協力企業と共に**TBM-KYを活性化**させる。

【業務目標：2回以上／件名・人】

【協力企業】

他社のKY良好事例や安全会議で討議された質の向上方策（6点）を活した**TBM-KYマンネリ防止策**を実施する。

【協力企業毎の安全活動計画でPDCAを展開していく】

（2）作業手順書（安全対策）の不備改善

【社員】

社員（工事監理員）は、協力企業に対し**リスクアセスメント**（準備、本作業、片付け）で深掘りされた**安全対策の追加**、工事立会等での手順や安全対策の相違箇所など作業手順書に反映させる。

なお、作業手順書への反映状況は、労働安全・防火Gにて確認する。

【協力企業】

作業手順書に定めた安全対策に基づいて作業を徹底すると共に、**作業班長が手順の不備を発見した場合は、作業を中断し**、協力企業、工事の主管Gへ連絡、見直した手順に基づいて作業を再開するように徹底する。

また、**軽微な訂正については、事後処理にて手順書を改訂***する。

* 協力企業の同様な繰り返し、定型作業等の安全対策に反映する必要がある。

（3）安全活動計画への反映

【社員】

各主管Gで昨年の振り返りを踏まえた**独自の安全活動の計画を立て**、社員一人一人の安全意識の向上と災害撲滅を目指す。

また、各主管毎の安全活動の**見える化**を図る。

【協力企業】

協力企業には昨年の活動を振り返った**安全活動計画**を当社に提出してもらう。当社は適時、その実施状況を確認していく。

2. 不安全箇所の排除活動 [当社（労働安全・防火G）]

（1）安全パトロール時の主要ポイントを指示

各種安全パトロールの際に、タイミングを計った確認ポイントを促し、不安全箇所の洗い出しと是正のサイクルを継続し安全な作業環境を作り上げていく。

例1) 連休前（GW、お盆、お正月）において、現場養生確認、4 S等

例2) 夏季期間中の熱中症管理状況の確認、冬期時の安全対策確認（凍結時の転倒防止策等）

例3) 防火点検（消火器配備、消火器有効期限、危険物仮置確認等）

例4) 災害の水平展開

（2）良好事例、類似指摘事項の紹介・水平展開

パトロールで発見された良好事例、類似指摘事項を企業へ紹介し、良好事例の水平展開、類似指摘事項の自主是正を推奨する。

3. 安全教育の改善 [当社（労働安全・防火G）]

（1）作業班長教育の改善

現場の安全を指揮する**作業班長の教育**（1回／3年）内容がこれまで更新されていないため、**安全管理の力量を向上**させるカリキュラムに見直しをする。

例1) 安全管理に必要な安全ルールの学習（安衛法など）

例2) KYの仕方、手順書の作成（グループ討議型）

例3) 災害事例やVR※活用によるケーススタディ

例4) 労基指摘事例からの正しい現場管理、熱中症防止のための知識等

* VRとはVirtual Reality : バーチャルリアリティのこと

（2）社員の安全管理のスキルアップ [当社（労働安全・防火G）]

①安全ルールの遵守活動

- ・毎朝の**作業安全ハンドブック**読み合わせによる安全ルールの熟知
- ・安全ルールの**率先垂範**（社員の手摺り使用100%化活動）

②安全スキルの勉強会開催

- ・職場の安全推進員、工事の監理員に対し**安全教育勉強会**（安衛法遵守、マニュアル、安全活動の意義、1F災害、基礎体力維持等）を開催する。
- ・**災害事例によるケーススタディー**を実施し、KYのスキルアップを図る。

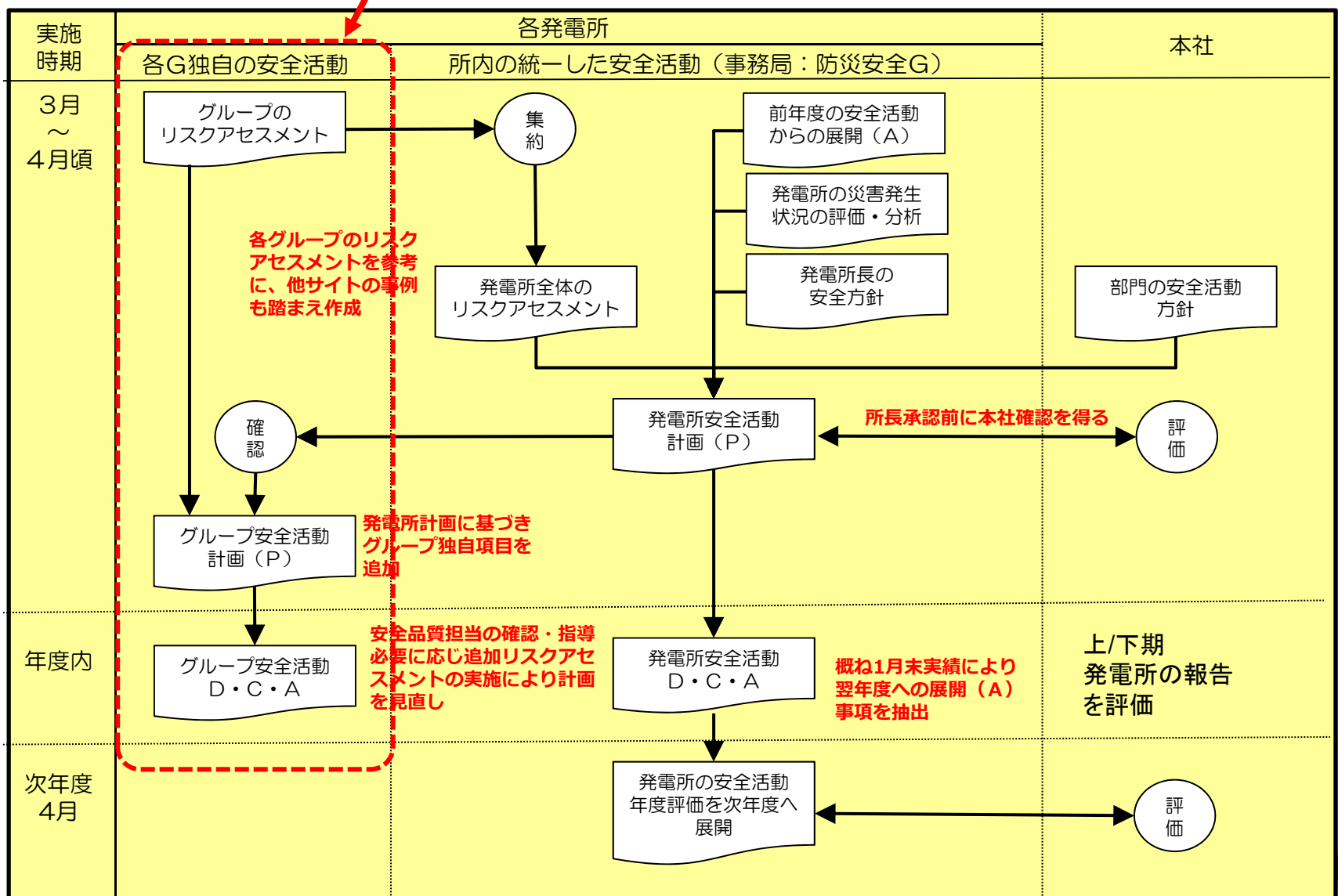
4. 本社指示の安全活動

- （1）安全部門、担当部による作業の**安全管理をモニタリング（MO）**・助言する。
（これまでのMOを継続実施）
- （2）安全事前評価（リスクアセスメント）を的確に実施し、危険要因の除去、物的防護対策、標準作業化によりリスクの最小化を図る。
また、対策を漏れなく作業計画へ反映する。（継続実施）
- （3）労働安全・防火Gは他所で発生した**重大な災害事例**を各担当Gへ情報提供を行う。**各担当は「自分のこと」**として自らの工事に照らし、リスクアセスメントにより必要な対策について作業手順書へ反映する。
なお、作業手順書への反映状況は、労働安全・防火Gにて確認する。

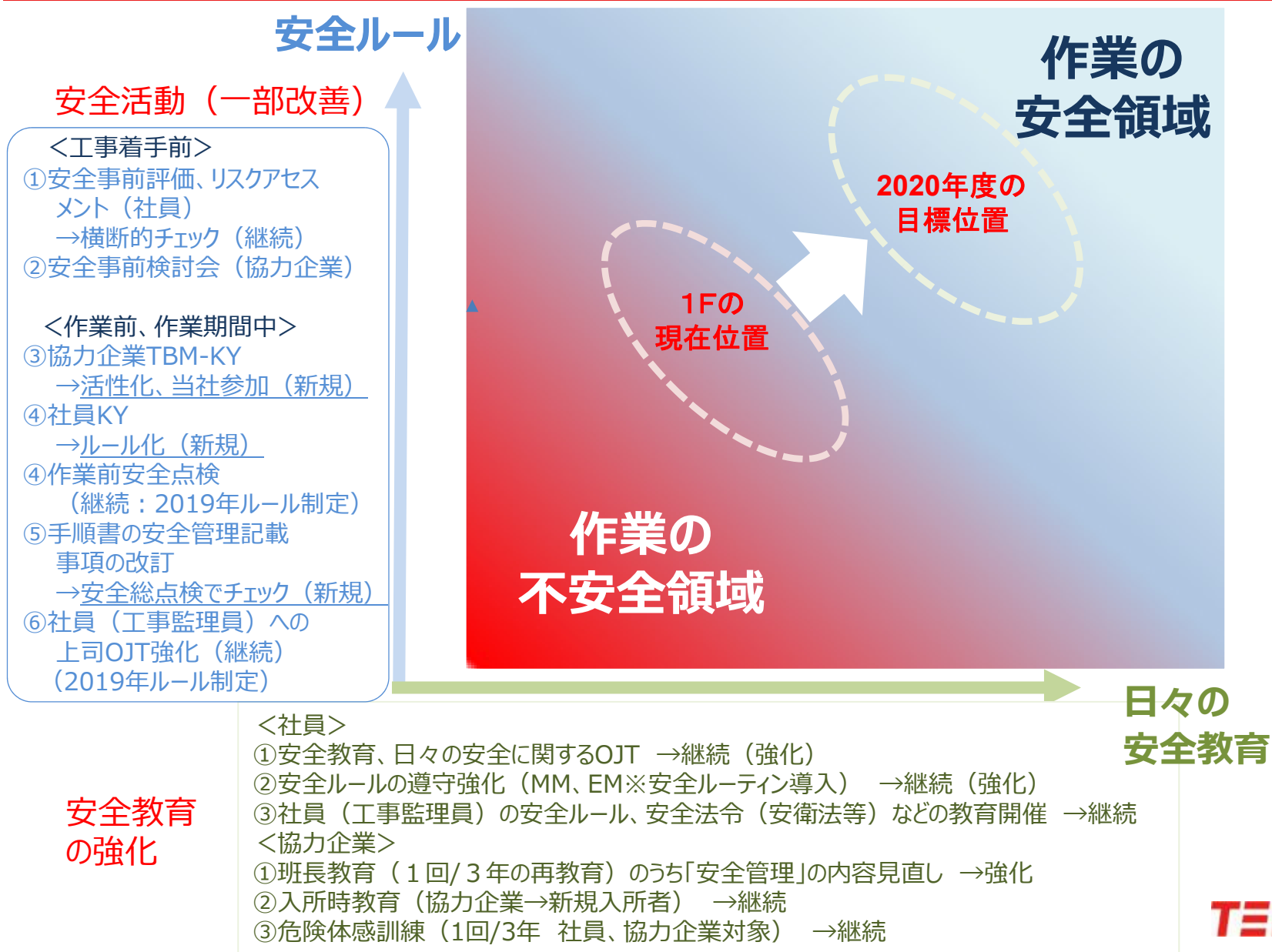
【参考】所大と所管部独自の安全活動（PDCA）の業務フロー

主管独自の安全活動により、さらなる災害撲滅を図る

災害防止基本マニュアル



【参考】2020年度の安全活動の方向性（イメージ）



※MMとはmorning meeting（朝礼）の略、EMとはevening meeting（夕礼）の略

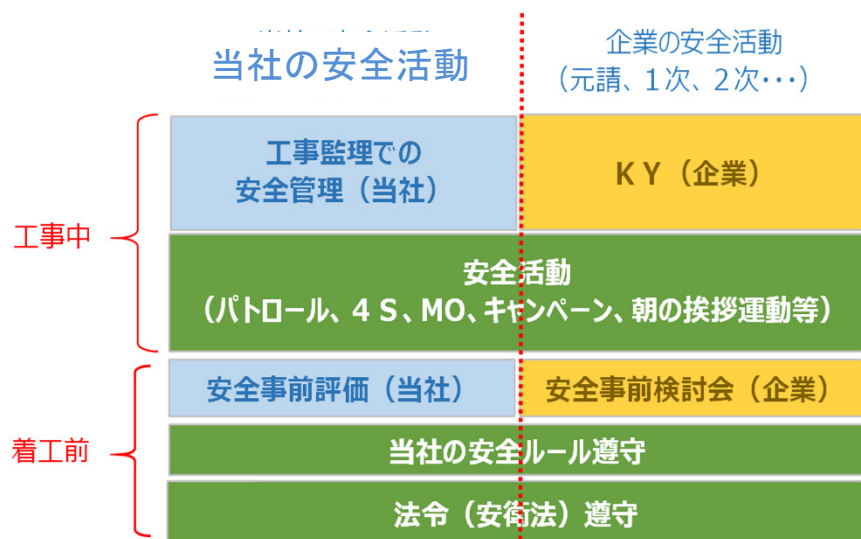
1. 社員

- ◇2019年度の社員災害が多かった（4件）
 - ①現場出向前の安全意識が足りなかった（K Y 未実施）
 - ②安全ルールを遵守していない
- ◇2020年度は、**社員の安全意識向上**を図る
 - ①作業安全ハンドブックの読み合わせ（毎朝）
 - ②災害事例ケーススタディによるグループ討議（4回／年程度）
 - ③安全教育（安衛法、マニュアル等）の勉強会開催（2回／年）
 - ④工事監理員のO J T強化（工事監理員の安全管理チェックシートの運用）
等

2. 協力企業（作業班長）

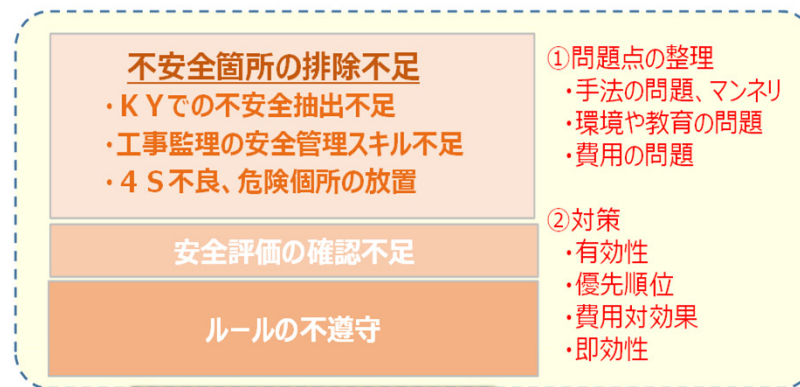
- ◇**作業班長教育（安全管理）**の教育カリキュラムの見直し
 - ①グループ討議による研修採用
 - ・**TBM-KY**の進め方
 - ・VR（バーチャルリアリティ）を活用したケーススタディー（危険箇所を予測）
 - ②**手順書の作成、指導員による指導**

2020年 安全活動の強化



① 労災かくし撲滅教育 + ② E R 活用促進
= ER利用率増加 (昨年の約3倍)

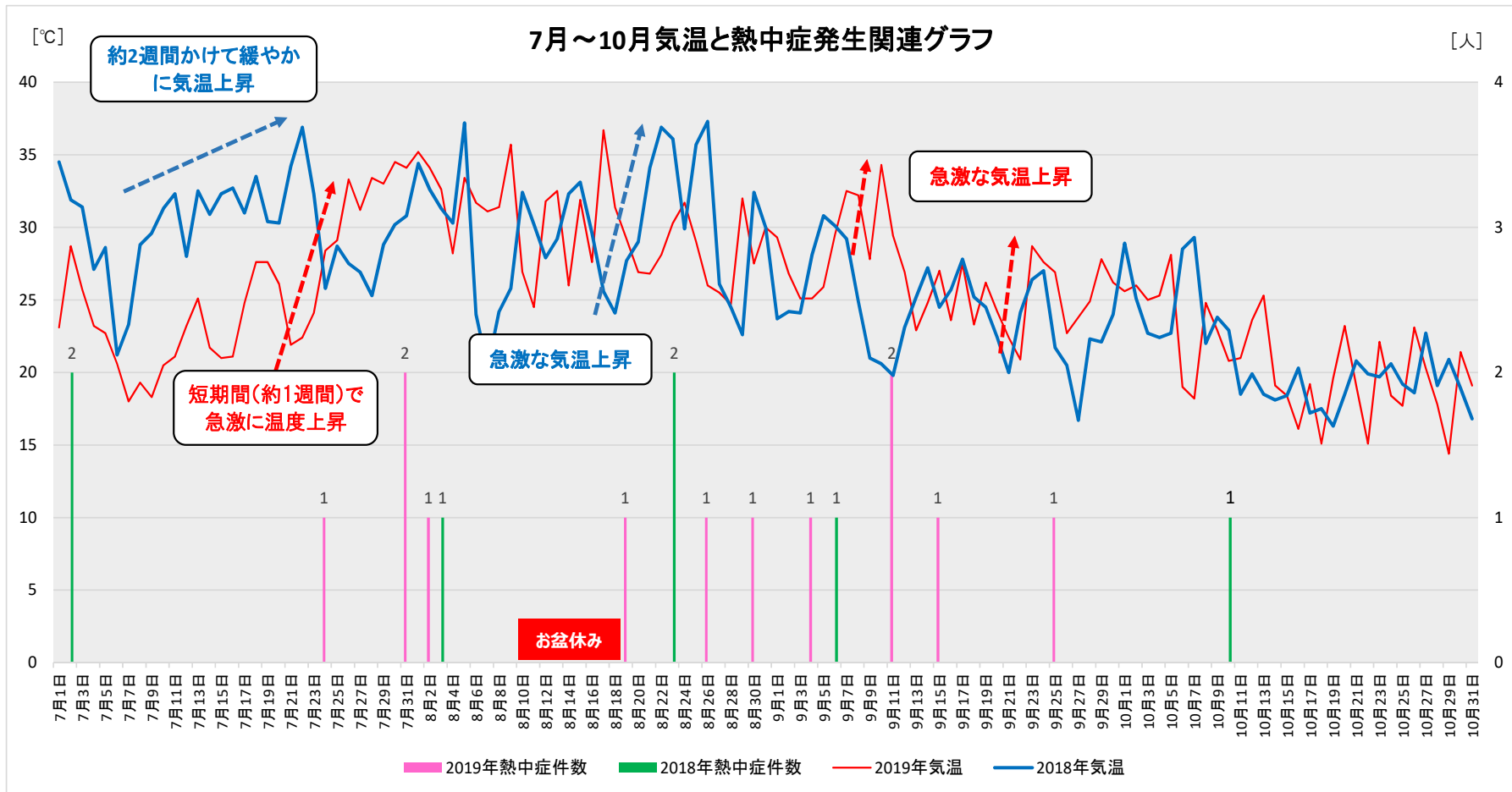
2019年の災害が増加！



安全

不安全

1. 7月～10月の気温変化と熱中症発症との関係



◇梅雨明けの急激な気温上昇時や休み明けに熱順化ができていない身体により、熱中症発症の傾向が見られる。

【参考】2019年度 熱中症の発症状況

2. 熱中症発症の共通要因 (1/2)

項目		月別	共通要因	2019年 6月	2019年 7月	2019年 8月	2019年 9月	2020年 3月
熱中症発症件数				1	3	4	5	1
熱中症の程度 (医療行為有り)	I度(軽度)			1 (A社)	3 (B,C社)	1 (E社)	3(G、E、H社)	1(AN社)
	II度(中度)			0	0	1 (D社)	2 (F社), (J社)	
	III度(重度)			0	0	1 (B社)		
	脱水症			0	0	1 (B社)		
熱中症が発生した元請 * 企業名を丸数字に置き替えることで、以下表も同様に確認する				A社→①	B社→①	D社→①	F社→①、G社→② E社→③	AN社→①
熱中症発生時のWBGT値 (補正值込み)			○	①30.7℃	①37.1℃ ②③33.0℃	①24.0℃ ②28.0℃ ③31.3℃ ④35.0℃	①23.6℃ ②30.5℃ ③26.4℃ ④25.9℃	①14℃
装備	全面マスク作業		○	①	①②③	①②③④	①③④	①
	タイバック(補正值1℃)		○	①	①②③	①②③④	①④⑤	①
	アノラック(補正值11℃)		△	①	①②③	③	③(下のみ着用)	③(耐火服つなぎ)
	その他(遮蔽スーツ等)					④		
作業時間+移動時間(DS2)	1~2時間						②(1.5hr)	
	作業時間1.5時間以上						⑤(1.5hr+1.0hr)	
作業時間+移動時間 (全面マスクを付けている時間)	1~2時間		○		①1.5hr	②(1.5hr) ④(1.5hr)	①(1.5hr)	
	2時間以上			①1.5hr+休憩+2hr		①③(3.5Hr)	③3hr(2hr+休憩+1hr) ④(3.1hr)	①(2.2hr)
発生場所	屋外					①②③④	①②③④⑤	①
	屋内			①	①②③			
既往歴有無	有			—	—	①②	②⑤(熱中症)	
	無			①	①②③	③④	①③	①

【参考】2019年度 熱中症の発症状況

2. 熱中症発症の共通要因 (2/2)

項目	月別	共通要因	2019年 6月	2019年 7月	2019年 8月	2019年 9月	2020年 3月
発症時間	40才以上	△	①13:45	①10:30 ②③12:05	①24:15、②13:05 ③11:45、④8:33	①8:54、②9:50 ③11:35、④9:40 ⑤13:20	①10:15
被災者の年齢		○	①43才	①50才、②40才、③53才	①34才、②43才 ③42才、④49才	①45才、②42才、③50才 ④22才、⑤52才	①32才
被災者の1F経験年数			①1F:7年	①1F:3.7年 ②8年4ヶ月 ③8年4ヶ月	①1F:10ヶ月 ②1F:3年 ③1F:5年 ④10ヶ月	①1F:経験なし ②1F:7年 ③1F:4年 ④1F:1年 ⑤1F:9ヶ月	①1F:2カ月
作業前食事(朝、夜食)の有無 / 作業間休憩時の塩分+水分補給状況			① ・作業前食事(朝)有 ・塩分・水分の摂取有	①②③ ・作業前食事(朝)有 ・塩分・水分の摂取有	①② ・作業前食事(夜)有 ・塩分・水分補給無 ③④ ・作業前食事(朝)有 ・塩分・水分の摂取無	① ・作業前食事(夜)有 ・塩分・水分補給無 ③ ・作業前食事(朝)有 ・休憩中 塩分水分摂取	① ・作業前食事(朝)有 ・水分補給無
ミーティング開始時間/現場出向時間		△	①6:00/7:30	①9:00/9:10 ②③8:20/10:00	①20:00/21:30 ②3:00/5:00 ③4:00/5:15 ④5:45/7:15	①6:50/7:30 ②6:30/7:32 ③5:45/6:15 ④6:00/7:15 ⑤6:00/8:00	①6:30/7:30
熱中症が発生した日、曜日		△	①6/26(水)	①7/24(水) ②③7/31(水)	①8/2(金) ②8/19(月) ③8/26(月) ④8/30(金)	①9/4(水) ②9/11(水) ③9/11(水) ④9/15(日) ⑤9/25(水)	①3/27(金)



飲料水の配備



清涼飲料水の配備



塩タブレットの配備



クールベストの配備



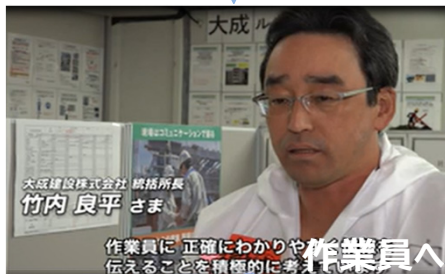
給水所の配備



大型WBGT表示器、時計の配備

大成建設（土木）の取り組み

- ◎元請責任者クラスの積極的な関与
 - 安全活動の二部構成（1時間程度）
 - ・全体朝礼（協力企業（元請）主導）
 - ・協力企業ごとに安全確認
 - TBM-KYで元請がヒヤリング、助言

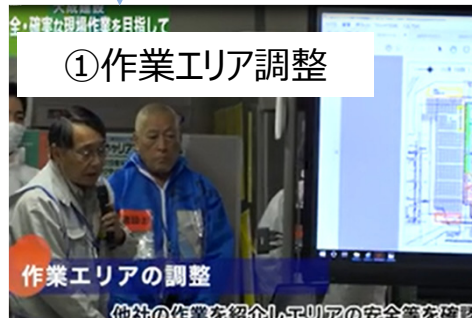


作業員に正確にわかりやすく伝えることが大事
作業員へわかりやすく
正確に伝えることが大事



大型モニターで視覚的に情報を伝える

大型モニター使用



エリア毎の朝礼（二部制）



TBM-KY開始

◎協力企業（元請）がヒヤリングを行い、助言を行う



最後に 大事な人を思いながら
黙想（一部終了）



＜二部制朝礼にした理由＞

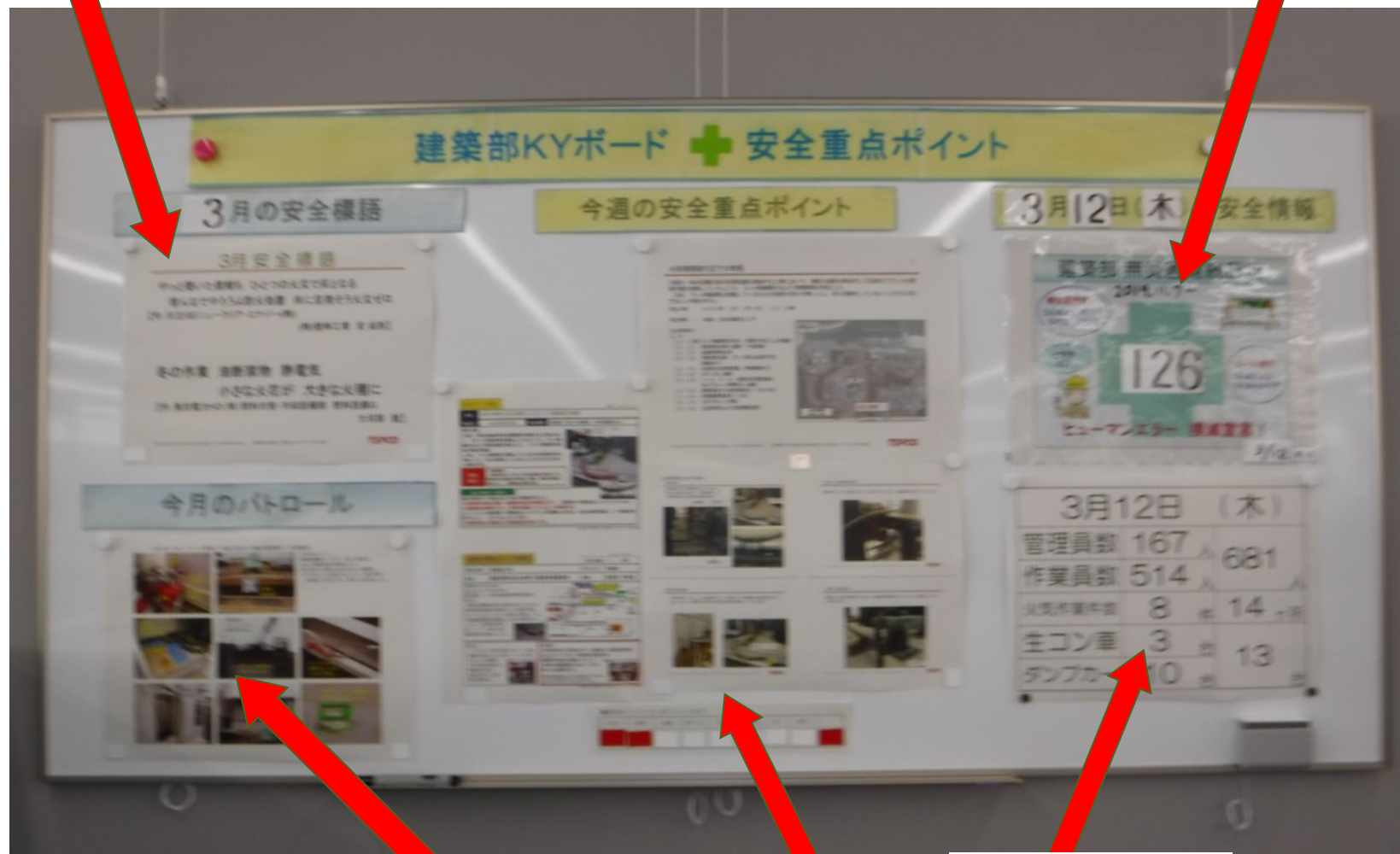
従来の朝礼では、協力企業（元請）が一方的になり、**情報を伝達する場**になりがちである。
二部制にすることにより、**一次企業等が主導**になり、**安全管理が活性化**する。



【参考】 主管部独自の安全活動良好事例（社内）

社内、企業で選出された安全標語

連続無災害記録



パトロール結果

災害事例

作業員の人数、
重機の台数



【参考】安全会議でのTBM-KY改善活動における自社振り返りシート

安全会議_自社振り返りシート		実施日: 2020年 月 日	
対話1: TBM-KYを充実させて、人身災害ゼロを目指す Part3 ~TBM-KY自社展開状況振り返り~			
(1)安全会議グループ対話で上げられた主な内容		企業名: _____	
No.	KYの質を高めるための実施内容	自社KYへの取り込み内容(追加・見直し点)	反映できていない理由・課題・強化すべき事項
		どう変わってきたか、変化点	
①	【物】 作業がイメージ出来るように、見える化資料(写真・ 図面・ポンチ絵・スケッチ等)を活用したKY実施		
②	【人】 KYスキルアップのための教育・訓練実施 (元請, 班長, 作業員等)		
③	【人】 危険感受性を向上させるための取り組み 例: 一人KY実践, やらされ感→自分のためであることの意識 付け等		
④	【物・管理】 ・KYシートの工夫・見直し 例: 抽象的なNGワードを無くし具体的な危険抽出・対策とする ための工夫, 準備片付の付帯作業のKY実施等 ・災害事例・ヒヤリハット・手順書等の活用		
⑤	【管理】 KY手法・進行の工夫・見直し (現地KYの推進等)		
⑥	【管理】 元請の関わり 例: KY立会アドバイス, 作業およびKYポイント説明, パトロー ル時KY内容の問い掛け・作業内容確認等(やりっぱなしになら ないよう確認)		

福島第一原子力発電所における 新型コロナウイルス対策について

2020年4月30日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

1. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策について (緊急事態宣言を受けた追加対策)

- 福島第一原子力発電所では、これまで出社前検温の実施やマスクの着用等、感染拡大防止対策を実施しており、福島第一原子力発電所においては、東京電力HD(株)社員および協力企業作業員に新型コロナウイルスの罹患者は発生していないこと(4月27日時点)などから、現段階では現場作業を継続していく予定

- ただし、今後の感染拡大のリスクに備え、次のとおり対応方針を策定
 - 感染拡大防止のため、「三密」(密閉、密集、密接)回避を更に徹底し、罹患者の発生・増加防止に努めていく
 - 現時点では廃炉作業を継続するが、罹患者の発生・増加に備え、プラントを安全・安定に維持管理するために必要な作業を継続しつつ、それ以外の業務への対応について、検討・準備を進める
 - 今後、福島県から要請等が出された場合は、要請等の内容を踏まえ、改めて検討する

1. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策について (GW期間を迎えるにあたっての追加対策)

- GW期間を迎え、福島県内外との往来増加による**感染**※拡大が懸念されることから、福島第一原子力発電所においても、4月29日～5月10日の間を感染リスク低減のための対策強化期間と定め、以下の追加対策を実施（一部検討中）
- 対策強化期間内での福島県と県外との往来を含め不要不急の外出自粛を要請。 やむを得ない事情により往来する場合には、5月11日から2週間は発電所への来所を禁止し、自宅等での待機を指示（東京電力HD(株)社員および協力企業作業員）
 - 4月8日から5月10日の間の行動履歴を作成し、感染の恐れが生じた場合に感染ルート探査が容易に行えるよう備える（東京電力HD(株)社員および協力企業作業員）
 - 特定箇所の医療機関への集中を防ぐため、電離検診延期の可否等を検討中（東京電力HD(株)社員および協力企業作業員）

※ 記載適正化に伴い修正(2020/4/30) 変更前：汚染拡大 変更後：感染拡大

2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策の概要（以下既報告分）

3

（本頁以降、3/28公表資料からの変更点は赤字記載）

TEPCO

- 福島第一原子力発電所においては、新型コロナウイルス対策として、主要建屋(※)入口にて、赤外線サーモグラフィーによる体表温度検査を実施。37.5℃以上の場合は入館を拒否
※新事務本館、入退域管理棟、協力企業棟、正門
- 東京電力社員に対しては、マスク着用及び入社前検温（熱のある場合の自社自粛）の義務化、感染者・感染疑い者の情報確認を実施、国内外出張の原則禁止
- 協力企業に対しては、感染者・感染疑い者が発生した場合の東京電力労務担当への報告を指示
- 現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制。廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な作業を担う当直員が罹患することを回避するため、対策を講じている
- 視察者の受入れについては、2月29日から5月31日まで中止
※2019年度の視察者数は、3月31日時点で18,238人
- 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まっているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保

<東京電力HD(株)社員および協力企業作業員共通>

■ 福島県と県外との往來を含め不要不急の外出自粛を要請

- ・ 対策強化期間内での福島県と県外との往來を含め不要不急の外出自粛を要請。やむを得ない事情により往來する場合には、5月11日から2週間は発電所への来所を禁止し、自宅等での待機を指示

■ 4月8日から5月10日の間の行動履歴の作成

- ・ 4月8日から5月10日の間の行動履歴を作成し、感染の恐れが生じた場合に感染ルート探査が容易に行えるよう備える

■ 電離検診延期の可否を検討中

- ・ 特定箇所の医療機関への集中を防ぐため、電離検診延期の可否等を検討中

■ 赤外線サーモグラフィーによる体表温度検査の実施

- ・ 発電所各所（新事務本館2カ所、入退域管理棟2カ所、協力企業棟、正門）において、温度体表検査を行い、37.5℃以上の場合は入館（入所）不可

■ 食堂の対面喫食禁止

- ・ 対面喫食による飛沫感染を防ぐため、各食堂の間引きを実施



<東京電力HD(株)社員および協力企業作業員共通>

■ 免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操に入室する際の対策

- ・ 運転員以外の入室を原則禁止とし、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
- ・ 追跡調査のため入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）

<東京電力HD(株)社員>

■ 単身赴任者や独身者の帰省（帰宅）の自粛要請（4/8～）

- ・ やむを得ない事情を除き、単身赴任者や独身者の帰省（帰宅）につき自粛を要請

■ マスク着用義務（4/17～）

- ・ 全所員に対しマスク着用を義務化(単身赴任者の自宅帰省時を含む)

■ 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認（2/25～）

- ・ 全所員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
- ・ 37.5℃以上の者は出社を控えるとともに職場管理者に報告し、データベースで共有



■ 出張の原則禁止（3/2～）

- ・ TV会議システムなどを活用し、真にやむを得ない場合を除き、国内、海外とも原則禁止

<東京電力HD(株)社員>

■ 時差勤務、在宅勤務の推奨 (3/2~)

- 計画的かつ組織的にフレックスタイム勤務を活用するとともに、社給PCやiPadによる在宅勤務を推奨

■ 独单身寮食堂へのシフト制及び区画制の導入 (3/6~)

- 交替勤務者の感染予防のため、利用にあたってのシフト制及び区画制を導入

■ 会合およびイベントへの行動自粛 (3/2~)

- 会合の自粛および不特定多数が集まるイベント（集会）や場所への行動自粛

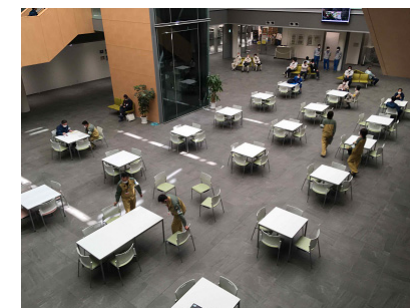
<協力企業作業員>

■ 協力企業に対する情報連絡の依頼 (3/2~)

- 各協力企業において、発熱（37.5℃以上）、体調不良（のどの痛みや倦怠感）が発生した場合には当社への報告を指示

■ メーカーおよび協力企業との面会自粛 (3/6~)

- 主要企業各社に不要不急の来訪を自粛頂くとともに、来社時には不織布製マスクの着用の協力を要請
- 新事務本館で打合せ行う際には、原則1階センターホールで実施



- 現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制
 - 廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な「燃料デブリの管理」「使用済燃料の継続的な冷却」「汚染水の適切な処理」を担う当直員が罹患することを回避するため、下記の対策を講じている
- 通勤バスの扱い
 - ・ 「交替勤務者優先バス」を「交替勤務者専用バス」に運用変更
 - 建屋内通路等での運転以外の者との接触回避
 - ・ 入退域管理棟から免震棟までの移動ルートを分離
 - ・ 着替え所を当直員と当直員以外で分離
 - ・ 免震棟集中監視室の出入口を当直員と当直員以外で分離
 - 運転員の執務関係環境
 - ・ 作業受付場所を集中監視室外に変更
 - ・ 引き継ぐ内容を事前に整理し、短時間かつ一定の離隔距離を取って引き継ぎを実施
 - 空調の独立化等による他居住空間からの回り込み防止
 - ・ 免震棟緊急対策室ならびに5・6号機中央制御室の空調は、他エリアと別であり独立

■ 視察状況

- 2月29日より**5月31日**までの視察受入中止を決定。再開時期については、社会情勢を踏まえ決定
- 2019年度の視察者数は、**3月31日時点で18,238人**

■ 各装備品の取扱い

- 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まっているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保
- 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、福島第一原子力発電所の廃炉作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に向けて、調達先の拡大などの必要な対応に加えて、作業員の安全性確保を大前提とした各装備品（防護装備）の柔軟な取扱いなどの対応も実施中

福島第一における作業員の健康管理について

(厚労省ガイドラインへの対応状況)

2020年4月30日

The logo for TEPCO, consisting of the letters "TEPCO" in a bold, red, sans-serif font.

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一における作業員の健康管理対策として、各元請事業者及び東京電力が以下の確認を行う仕組みを構築し運用中

- ・対象:健康診断受診者(※)のうち、結果で「要精密検査」・「要治療」・「要治療継続」と判定された者
- ・内容:上記対象者が医療機関を受診し、必要な者に対する就業措置等の対応が取られていることの確認

※関係法令により、放射線業務従事者として従事を始めるとき及び、以降2回／年の頻度で健康診断を受けることが義務付けられている。上記の各判定は、これらに基づく判定。

<経緯>

- ・厚労省のガイドラインへの対応として、産業医科大学殿から頂いたご指導を具体的な達成目標とし、各元請事業者の協力のもと、2016年7月(一部8月)より、当該運用を開始。
- ・当面、四半期毎に各元請事業者より管理状況報告を受けて確認することとしている。
(2016年度第2四半期の管理状況より、廃炉・汚染水対策チーム会合事務局会議で報告を実施)
- ・**今回、2019年度第3四半期分(10～12月の健康診断)の管理状況及び第2四半期分以前のフォローアップ状況を確認。** ⇒ 結果概要は2、3頁に記載。

【具体的な達成目標】

東京電力及び元請事業者により、関係請負人の作業員について、以下の5点が確実に実施されている状態を実現させること

- ①定期的に必要な健康診断を全員が受けていることを確認
- ②健康診断の結果、治療または精密検査が必要とされた作業員が、医療機関を受診していることを確認
- ③医療機関を受診して治療が必要とされた作業員が、すくなくとも福島第一構内で働く間は、必要な治療を継続していることを確認
- ④定期的な健康診断の結果に基づき、就業上の措置を含む対応が行われていること
- ⑤就業上の措置の実施状況が継続的に確認され、見直しが行われていること

第3四半期(10~12月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果

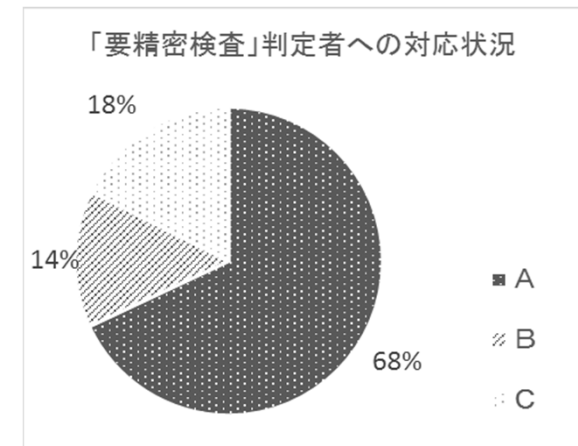
(1)健康診断受診及び結果の状況 [集約の対象: 55事業所 (元請事業者数52社)]

- ・期間中の健診受診者数は、合計4,794人で、そのうち、「要精密検査」は全体の7%の319人であった。
(「要精密検査」「要治療」「要治療継続」のいずれかの判定者は全体の23%の合計1,098人)

(2)「要精密検査」判定者への対応状況

- ・各元請事業者からの報告時点で、既に68%が精密検査を受診し必要な者に対する就業措置まで完了(A)の状況にあり、近く完了が見込める者(B)を含めると82%となった。
- ・各社とも構築した仕組みのもとで、指導、管理が適切に実施されている状況にある。
- ・指導後も未受診(C)と回答の18%は、次の2019年度第4四半期分報告時にその後の状況を確認する。

「要精密検査」判定者の人数 319人	
対応状況 A(精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	217人
B(現在、途中段階)	46人
C(指導後も未受診)	56人



⇒各元請事業者から適切に報告がなされ、各社が構築した仕組みが有効に機能し、関係請負人での実施状況まで把握できる状態。

注)人数は各社からの報告の単純集計であり、所属の異動や健康診断種別ごとにカウントしているケースなどによる重複もある。次ページも同じ。

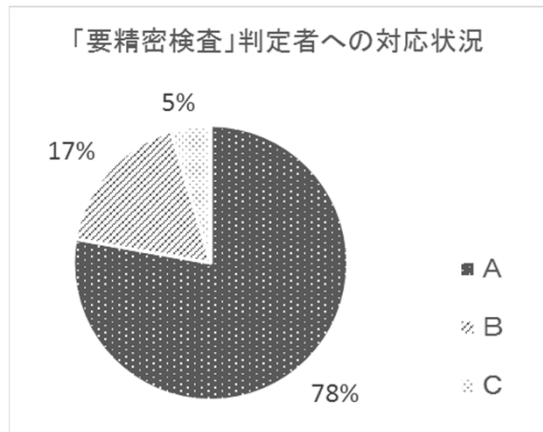
3. 2019年度 第2四半期分以前のフォローアップ状況

第2四半期分報告の「要精密検査」判定者への対応フォローアップ状況

「要精密検査」判定者の人数 171人

【第2四半期報告当時】2019年11月

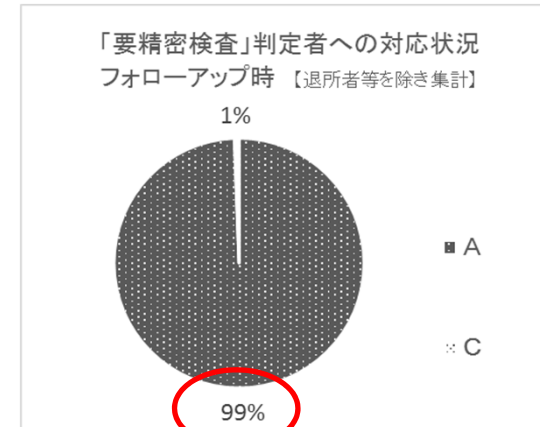
A (精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	133人
B (現在、途中段階)	30人
C (指導後も未受診)	8人



【フォローアップ状況報告時】2020年2月

A (精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	169人
C (指導後も未受診)	1人

(健康診断受診後に間もなく退所した者等を除く)



⇒第2四半期報告時点で対応が完了していなかった対象者も**継続した対応がなされ、今回のフォローアップ報告時点で99%まで完了**(退所者等は除く集計)。残り1%(1人)も継続して確認していく。

第1四半期分報告の「要治療」・「要治療継続」判定者への対応状況

(「要治療」・「要治療継続」者への対応状況については、次々四半期報告で報告を求める運用としている)

⇒健康診断後の退所者を除き、治療や治療継続が実施されていること確認。